

令和2年3月30日

関係者各位
ご利用保護者様

日本重症心身障害児支援協会
多機能型ステーション 望
管理者 藤 義徳

【令和2年3月27日付「新型コロナウイルス感染症防止のための事業所等の対応について」】

拝啓 立春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
標題の件につきまして、東京都福祉保健局からの連絡事項をお伝えいたします。

記

① 「各 障害児通所支援事業所 管理者 様

日頃よりお世話になっております。

令和2年3月16日付「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての事業所等の対応について（その2）」については、適用期間を春季休業日の前日までとしているところですが、「2 欠席の対応について」及び「8 個別支援計画の作成等について」は春季休業中においても引き続き準用いたします。

対象期間はについて、変更があれば別途お知らせいたします。

対象期間の変更はなく3月2日～春季休業開始（始業式）の前日までとします。

なお、今週に入り、都内の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が増加したことによるオーバーシュートの防止のため、

知事会見にて要請を受けたことから利用を控えるケースも想定されることから、

児童発達支援についても、3月28日（土曜日）から放課後等デイサービスの春季休業中までは上記通知「2 欠席の対応について」の適用を可能とします。

「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で、児童とその接触者である家族の体調等状況や学校の状況等の確認及び当該児童の健康管理や相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、基本報酬の算定の対象とすることができる」ことといたします。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部施設サービス支援課
児童福祉施設担当

.....
以上